

新規高卒者の採用ガイド

新規高卒者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、それが適切に行われるかどうかによって、その将来を左右することにもなるものです。

また、採用活動においても、学校教育を充実させることや、職業や産業に関する知識・経験に乏しい新規高卒者の適正な職業選択の機会を確保するために、様々なルールが設けられています。

この「新規高卒者の採用ガイド」は、採用に関する秩序を確立し、その円滑な就職を促進することを目的として、新規高卒者を採用しようとする事業主の皆様へ、特に知っておいていただきたい事項を取りまとめたものです。

なお、さらに詳しい内容についてお知りになりたい場合は、ハローワークの窓口で配布している「求人のおしり」をご覧ください。

石川県内 ハローワーク一覧

■ 金沢市内の事業所は

金沢新卒応援ハローワーク
(ヤングハローワーク金沢)
TEL:076-261-9453 / FAX:076-261-0053

■ かほく市・河北郡内の事業所は

ハローワーク津幡
TEL:076-289-2530 / FAX:076-289-7162

■ 白山市・野々市市内の事業所は

ハローワーク白山
TEL:076-275-4131 / FAX:076-275-8047

■ 小松市・能美市・能美郡内の事業所は

ハローワーク小松
TEL:0761-24-8607 / FAX:0761-22-8580

■ 加賀市内の事業所は

ハローワーク加賀
TEL:0761-72-8609 / FAX:0761-72-8619

■ 七尾市・鹿島郡内の事業所は

ハローワーク七尾
TEL:0767-52-3255 / FAX:0767-53-7106

■ 羽咋市・羽咋郡内の事業所は

ハローワーク羽咋
TEL:0767-22-1241 / FAX:0767-22-0942

■ 輪島市・鳳珠郡穴水町内の事業所は

ハローワーク輪島
TEL:0768-22-0325 / FAX:0768-22-1394

■ 珠洲市・鳳珠郡能登町内の事業所は

ハローワーク能登
TEL:0768-62-1242 / FAX:0768-62-1243



1-採用までのスケジュール

全国的に、次のとおり決められています。

平成29年	6月	1日	求人受付開始(※) (求人申込書をハローワークへ提出)
〃	7月	1日	高校への求人票提出・高校訪問開始 (求人票にハローワークの確認印が必要です)
〃	9月	5日	高校からの推薦(紹介)開始
〃	9月	16日	採用選考開始・採用内定開始
平成30年	4月	1日	雇用開始(早くとも卒業式後としてください。(見習・実習・研修含む))

※ 平成29年度は求人受付開始が6月1日に変更となりました。

2-高校生の応募方法



①一人一社制

希望する一社に応募し、その結果、採用になれば他社には応募せず、不採用になった場合には次の応募先を探す基本的な形式です。この形式による応募者を「単願者」といいます。採用内定後に、本人から辞退することはほとんどありません。

②複数応募制

石川県では平成29年11月1日以降、就職未内定の生徒は同時に複数の事業所に応募することができます。複数応募の場合は採用内定後に本人が辞退する可能性がありますのでご理解をお願いします。

3-求人情報の提供



ハローワークでは、お申込みいただいた求人情報について、専用のwebサイトを通じて各高校に提供するほか、就職を希望する生徒に対して求人一覧表を配付します。

事業所からも、生徒の推薦を希望する高校に求人票の写しを送付してください。できれば高校を訪問し、事業概要や求人内容の説明をお願いします。

※ webサイトや求人一覧表への掲載を希望しない場合(指定校求人等)は、求人申込み手続きを行うハローワークへその旨お申し出ください。

4-応募前職場見学

「自分の思っていた職場と違う」という理由で、早期に離職するケースがあります。このような早期離職を防止し、より適切な職業選択を行えるよう、応募前の夏休み期間等を利用した職場見学の実施をご検討ください。実施される場合は、予め、求人申込書の19欄「応募前職場見学」に記入してください。職場見学を希望する生徒がいましたら、高校から連絡が入ります。

なお、**この応募前職場見学時に、採用選考は行わないでください。**

また、この応募前職場見学に参加した場合であっても、見学等の結果、生徒が応募しないケースもあります。



5-応募書類

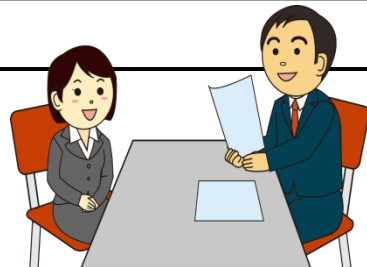
応募者の人権に配慮した採用選考を実施していただく目的から、全国統一の応募書類が決められています。

この応募書類には、応募者本人の適性や能力と関係がない事項（本籍地や家族構成、家族の職業など）の記載欄がありません。

この応募書類以外の社用紙等の提出を求めることがないようにしてください。

6-公正な採用選考

面接試験において、「本人に責任のない事項」（本籍や家族の職業など）や「本来自由であるべき事項」（愛読書や尊敬する人物など）を質問することは、就職差別につながるおそれがありますので、「職務遂行のための応募者本人の適性・能力の判定」に必要な項目に限ってください。



※ 詳しくは、ハローワークで配布する「公正な採用選考ハンドブック」をご覧ください。

7-採用選考と採否結果

2の①のとおり、高校生は、一社応募中は他社への応募ができません。応募書類が届きましたら、なるべく早く選考を行ってください。

また、**選考結果につきましても、速やかに（1週間以内）連絡してください。**

なお、不採用の場合は、その生徒の応募書類を学校に返送するとともに、不採用の理由についても通知してください。



8-『採用状況報告書』によるハローワークへの連絡

専用のwebサイト等で、最新の求人情報を高校に提供するため、

採用内定後は、その都度、「新規高等学校卒業者の採用状況報告書※」により、すみやかにハローワークへご連絡ください。

※用紙は「平成30年3月新規学校卒業者対象求人のおしり」に掲載（P69、71水色の用紙）。また、石川労働局HPからもダウンロードできます。

↓連絡がないとこんなことにも



そんな～
募集終了なんて
知らなかった
よお…

ハローワークからも採用状況を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

新規高等学校卒業者の採用状況報告書

事業所名 _____
所在地 _____

(1) 採用内定状況 計 _____ 人(男 _____ 人、女 _____ 人)

採用内定者の内訳

都道府県名	高等学校の 管轄安定所名	学校名	性別	人数	※求人番号
			男・女		
			男・女		
			男・女		

(2) 今後の求人募集についてご記入ください。

※求人番号	職種名	求人数	充足数	募集について	募集人数	公開求人への切替
				終了 継続		
				終了 継続		
				終了 継続		

9 採用内定の取消・入職時期の繰下げ等の防止

求人申込書を提出した後で、募集の中止や募集人員の削減、入職時期の繰下げ等がないようにしてください。

特に、採用内定を取り消すことは、生徒のその後の人生を変えてしまうことにもなりかねませんので、このような事態が起きないように慎重に採用計画を立ててください。

万一、このような事態が発生する場合は、**事前にハローワークへご相談ください。**

※ 採用内定取消しを行った場合、企業名が公表される場合があります。



10 職場定着の促進

ちょっとしたつまずきから離職するケースがあります。職場内で、相談相手となる人を選任することや、本人の話を聞く機会をつくることなど事業所内でできることに加えて、学校や保護者と連携をとり、みんなで育てるという環境づくりにご協力ください。



11 若者雇用促進法

若者の適切な職業選択の支援に関する措置（下記項目等）などを規定した若者雇用促進法が施行されています。この法律をご理解いただくとともに、若者が次代を担う存在として活躍できる環境整備に向けて取り組まれるようお願いいたします。

◆事業主による職場情報の提供の義務化

新卒者の募集を行う企業は、幅広い情報提供が努力義務とされており、また、応募者から求めがあった場合は、下記の3類型毎に1つ以上の情報提供が義務付けられています。

(ア) 募集・採用に関する情報 (イ) 職業能力の開発・向上に関する状況 (ウ) 職場への定着の促進に関する状況

◆労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人への不受理

ハローワークは一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申込みを受け付けないことができるようになっています。

◆優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）の創設

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業については、申請に基づき厚生労働大臣が認定します。認定企業は、認定マークを自社製品や広告に使用してアピールできるほか、労働局、ハローワークが開催する合同就職面接会などに優先的に参加することができます。



<認定マーク>

※認定基準を満たしていないものの、若者の採用・育成について積極的な中小企業については、「若者応援宣言企業」という制度もあります。詳しくは石川労働局HPをご覧ください。最寄りのハローワークへお問い合わせください。